

議案第 8 号

関市創業支援拠点施設条例の一部改正について

関市創業支援拠点施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

カフェスペースの使用期間及び使用料を改めるため、この条例を定めようとする。

関市創業支援拠点施設条例の一部を改正する条例

関市創業支援拠点施設条例（令和6年関市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「5日間」の次に「（カフェスペースにあっては、30日間）」を加え、同条第3項中「連続して5日間」を「期間」に改める。

別表カフェスペースの項中「4,000」を「1,000」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。